

千葉県地域農業構造転換支援事業実施要領

制定 令和8年6月8日 担い手第524号

第1 趣旨・目的

農業者の急速な減少に対応し、農業生産や地域を維持するためには、改正食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）の下で策定した新たな食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定）に基づき、担い手の育成・確保に向けた、地域農業の構造転換を集中的に推し進める必要がある。

このため、地域の中核となって農地を引き受ける担い手が経営改善に取り組む場合、必要な農業用機械・施設（以下「機械等」という。）の導入等を支援することとし、その実施に当たっては、地域農業構造転換支援対策実施要綱（令和8年1月23日付け7経営第2081号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）、その他関連通知に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 事業の実施方針

本事業は、地域が目指すべき集約化に重点を置いた将来の農地利用の姿の実現に向けて、事業実施主体が地域農業構造転換支援計画（以下「構造転換支援計画」という。）を作成し、第5に掲げる成果目標の達成に向けて実施する助成事業に対して支援するものとする。

第3 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、市町村とする。

第4 事業内容

1 事業実施地区

構造転換支援計画に基づき実施する事業については、原則として以下の（1）若しくは（2）の要件を満たす地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第19条第1項の地域計画をいう。以下同じ。）が策定されている地域又は地域計画のブラッシュアップを行い、事業実施年度の翌年度までに当該要件を満たすことが確実であると事業実施主体が認める地域内で行われるものとする。

- （1）地域計画における「担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標」の「将来の目標とする集積率」（以下「目標集積率」という。）が「現状の集積率」（以下「現状集積率」という。）より減少するものでなく（ただし、目標集積率が7割以上の場合は除く。）、目標集積率が6割以上であること。

ただし、農業地域類型（「農林統計に用いる地域区分の制定について（平

成 13 年 11 月 30 日付け 13 統計第 956 号農林水産省大臣官房統計情報部長通知)の農業地域類型区分別基準指標の分類をいう。以下同じ。)が中間農業地域又は山間農業地域(以下「中山間地域」という。)である場合には、5 割以上であること。

(2) 目標集積率が現状集積率より 10 ポイント以上増加するものであること。

2 助成対象者

事業実施主体は、地域計画のうち目標地図(基盤強化法第 19 条第 3 項の地図をいう。以下同じ。)に位置付けられた者(認定農業者(基盤強化法第 13 条第 1 項に規定する認定農業者をいう。以下同じ。)、認定就農者(基盤強化法第 14 条の 5 第 1 項に規定する認定就農者をいう。以下同じ。)、集落営農組織(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成 18 年法律第 88 号)第 2 条第 4 項第 1 号ハに定める組織をいう。)、市町村の基本構想(基盤強化法第 6 条第 1 項に規定する基本構想をいう。以下同じ。)に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいい、目標地図に位置付けられることが確実であると事業実施主体が認める者を含む。)を対象として助成を行うことができるものとする。

3 助成対象となる事業内容等

(1) 助成の対象となる事業内容は、地域の中核となって農地を引き受ける助成対象者が経営改善を図るために行う次に掲げる取組とする。ただし、次に掲げるウの取組は、ア及びイと併せて実施できないものとする。

ア 農産物の生産、加工、流通その他農業経営の開始若しくは改善に必要な機械等の改良又は取得

イ 農地等の改良又は造成

ウ リースによる農産物の生産、加工、流通その他農業経営の開始又は改善に必要な農業用機械の導入

(2) (1)の事業内容は、個々の事業内容ごとに、次に掲げる基準を全て満たすものとする。

ア 単年度で完了すること。

イ 事業費(リース導入の場合はリース物件購入価格。以下同じ。)が整備内容ごとに 50 万円以上であること。

なお、事業の対象となる機械等が中古機械若しくは中古施設(以下「中古機械等」という。)又は中古資材等を活用して整備する施設である場合には、事業実施主体が適正と認める価格で取得されるものであること。

ウ 原則として、事業の対象となる機械等は、新品時の法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)第 1 条第 1 項に規定する耐用年数をいう。以下同じ。)がおおむね 5 年以上 20 年以下のものであること。

ただし、事業の対象となる機械等が中古機械等である場合には、上記に加え、同令第 3 条に基づく耐用年数(以下「中古資産耐用年数」という。)が 2 年(リース導入の場合はリース期間)以上のものであること(法定耐

用年数を経過したものについては、販売店等による２年間（リース導入の場合はリース期間）以上の保証があるものに限る。）。

エ 原則として、運搬用トラック、パソコン、倉庫、フォークリフト、ショベルローダー、バックホウ、GPSガイダンスシステム等農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと。ただし、以下に掲げる場合には、この限りではない。

（ア）フォークリフト、ショベルローダー、バックホウ及び GPS ガイダンスシステム（農業用機械に設置するものに限る。）等の機械については、以下の要件を全て満たすものであること。

a 農産物の生産等に係る作業に使用する期間内において他用途に使用されないものであること。

b 農業経営において真に必要であること。

c 導入後の適正利用が確認できるものであること。

（イ）環境衛生施設（トイレ等）、ほ場観測施設、中継拠点施設（農機具格納庫等）等の施設については、（ア）の a から c までの要件に加え、ほ場又はほ場の近接地に設置するものであること。

オ 導入等を予定している機械等が、助成対象者の成果目標の達成に直結するものであること。

カ 導入等を予定している機械等が、既存の機械等の代替として、同種・同能力等のもの（いわゆる更新）ではないこと。

キ 本事業以外の国又は県の補助事業の対象として導入等するものでないこと（融資に関する利子の助成措置を除く。）。

ク 構造転換支援計画の知事による承認以前に、助成対象者が、自己資金又は本事業以外の補助事業による計画に基づき実施中又は既に完了しているものではないこと。

ケ 助成対象者が、本事業の実施年度前に、担い手確保・経営強化支援事業実施要綱の一部改正について（令和８年１月１９日付け７経営第２１５６号農林水産事務次官依命通知）による改正前の担い手確保・経営強化支援事業実施要綱（平成２８年１月２０日付け２７経営第２６１２号農林水産事務次官依命通知）に基づく担い手確保・経営強化支援事業のうち地域農業構造転換支援対策又は農地利用効率化等支援交付金実施要綱の一部改正について（令和８年４月７日付け８経営第２９号農林水産事務次官依命通知）による改正前の農地利用効率化等支援交付金実施要綱（令和４年３月３０日付け３経営第３１５６号農林水産事務次官依命通知）に基づく農地利用効率化等支援交付金のうち地域農業構造転換支援タイプを実施している場合にあっては、それらの事業について、目標年度に成果目標を達成していること、又は目標年度後に成果目標を達成していることが評価報告書等により確認できること。ただし、目標年度前であって、成果目標を上回る成果を上げている場合、又は目標年度後であって、新たに設定する成果目標を達成すると認められる場合には、この限りでない。

コ 導入を予定している機械等について、園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険への加入、施工・販売業者等による保証その他の気象災害等に備えた措置がなされるものであること。なお、当該措置適用期間は、被覆期間中、稼働期間中又は災害による被害の発生が想定される時季に限定せず、通年であって、第9の1(1)に規定する処分制限期間の満了までとする。

(3) 農業用機械をリース導入する場合にあっては、次に掲げるとおりとする。

ア 助成対象者とリース契約予定事業者との共同申請を原則とし、事業実施主体は、助成対象者が選定した農業用機械の購入を行ったリース事業者(共同申請者)へ助成金を支払うこと。

イ リース期間は、3年以上で法定耐用年数以内又は中古資産耐用年数以内であること。

ウ 事業実施主体は、助成対象者及びリース事業者に対し、助成対象者の成果目標が達成されない場合には、リース期間の延長等の適切な対応を促すものとする。

第5 成果目標

1 本事業の成果目標は、以下の(1)から(3)までのいずれか一つを設定するものとする。

なお、事業実施主体は、助成対象者に、国実施要綱別表1の事業実施地区の成果目標及び助成対象者の成果目標の目標水準(以下「目標水準表」という。)に基づき、適切に成果目標を設定させるものとする。

(1) 事業実施地区内における経営面積の3割以上の拡大又は4ha以上の拡大

(2) 付加価値額の1割以上の拡大

(3) 労働生産性の3%以上の向上

2 本事業の成果目標の目標年度は、第6の2による構造転換支援計画の承認を受けた年度(以下「構造転換支援計画承認年度」という。)の翌々年度とする。

第6 実施手続

1 構造転換支援計画の作成

(1) 事業実施主体は、以下のアからウまでの事項を定める構造転換支援計画を作成するものとし、構造転換支援計画の作成に当たっては、事業実施地区が属する市町村における各種農業振興に関する計画等との整合に留意するとともに、関係機関等との調整を行うものとする。また、その際の構造転換支援計画の作成は、助成対象者の国実施要綱別表4の配分基準表(以下「配分基準表」という。)においてポイント化した項目、成果目標に係る現状、目標年度までの各年度の目標値及び導入等する機械等の規模決定の根拠等について、客観的な資料により確認の上、地域農業構造転換支援計画書(国実施要綱別紙様式第1号)により行うものとする。

ア 事業実施地区の成果目標

イ 事業実施計画

ウ その他必要な事項

- (2) 構造転換支援計画の作成に当たっては、助成対象者や助成対象事業内容等に係る要件の充足状況等を的確に把握する等の観点から、助成対象者等に確認の上、関係書類を整備し、記載するものとする。

なお、関係書類の整備に当たっては、助成対象者の負担軽減を図るため、市町村等の担当部局や関係部局等が保有するデータ等により記載が可能となる場合は、当該データ等の写しをもって代えることができるものとする。

- (3) 個人情報（氏名、住所、共済加入情報等）を地方公共団体及び共済組合等で共有すること並びに事業実施主体が行う事業効果等の検証・説明に必要な調査、報告又は資料の提出に協力することについて、必ず助成対象者に説明の上、同意を取るものとする。

2 構造転換支援計画の承認等

- (1) 事業実施主体は、1で作成した構造転換支援計画について、様式1により知事に提出し、その承認を受けるものとする。

- (2) 知事は、(1)により提出を受けた構造転換支援計画について、次に掲げる要件を全て満たす場合に当該構造転換支援計画の承認を行うものとする。

ア 第5の成果目標が、事業実施地区が属する市町村の地域計画、基本構想、その他今後の農業の担い手の育成・確保を図るための計画の方向に即したものであること。

イ 助成対象者について、事業実施地区におけるモデル的な農業経営としての経営改善効果の発現が見込まれる者であり、目標水準表に基づき、成果目標について目標年度までの各年度における目標値を設定し、経営改善に取り組む者であること。

ウ 成果目標の設定に当たっては、現状値及び目標年度までの各年度の目標値の設定根拠が明確となっていること。

エ 助成対象者が本事業以外の国の補助事業で設定した目標値と本事業で設定する目標値との整合が図られていること。

オ 事業実施地区が第4の1に規定する地区に該当していること。

カ 助成対象者が認定農業者である場合には、基盤強化法第12条第1項の認定を受けた農業経営改善計画（特定農業法人（同法第23条第7項の特定農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた同条第4項の特定農業法人をいう。）の場合には、特定農用地利用規程）に即したものであること。

キ 助成対象者が認定就農者である場合には、認定就農計画（基盤強化法第14条の4第1項の認定を受けた青年等就農計画をいう。）に即したものであること。

ク 助成対象となる事業内容が、第4の3の規定に適合するものであること。

と。

ケ 事業実施主体が事業実施前に行う本事業に対する要望の把握に際して、農業者に対して十分な周知期間を確保していること。

コ 農業用機械をリース導入する場合にあっては、助成対象者の成果目標に加えて、リース期間終了後に相当程度の経営面積を拡大すること等が地域計画等で確認できること。

3 事業の着工

- (1) 事業実施主体は、助成対象者が事業に着工（機械等の発注を含む。）する場合は、原則として事業実施主体からの助成金の交付決定に基づき行うよう指導するものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情が認められるときは、市町村が定める交付規則等（以下「市町村交付規則等」という。）における交付決定前着工に関する規定に基づき、事業実施主体に交付決定前着工届を提出している場合に限り、交付決定前に着工することができるものとする。

- (2) 助成対象者は事業の着工に当たっては、中古機械等を含め、自ら一般競争入札、複数の業者からの見積もり徴取等により、事業費の低減（リース導入の場合は、事業費に諸費用を加えた額の低減）に向けた取組を行うものとする。また、このことについて、事業実施主体は助成対象者に周知・指導等を行うものとする。

- (3) 事業実施主体は、助成対象者が（1）により交付決定前に着工する場合は、事業の内容が的確となり、かつ、助成金の交付が確実となってから着工するよう指導するものとする。

また、この場合、交付決定までのあらゆる損失費用は助成対象者自らの責任となることを了知させるものとする。

なお、事業実施主体は、助成対象者が交付決定前に着工した場合には、交付申請書の備考欄に着工年月日及び交付決定前着工届の日付及び文書番号を記載するものとする。

- (4) 事業実施主体は、助成対象者が（1）により交付決定前に着工する場合は、事前にその理由を十分検討して必要最小限にとどめるよう助成対象者を指導するほか、着工後においても必要な指導を十分に行うことにより事業が適正に行われるようにするものとする。

- (5) 事業実施主体は、助成対象者が本事業に着工した場合には、着工届を提出させるものとする。ただし、（1）の交付決定前着工届が提出されている場合は、この限りでない。なお、着工届の提出は、事業の着工を確認できる書類（契約書、工事工程表等の写し）の提出をもって代えることができるものとする。

- (6) 知事は、事業実施主体に助言・指導を行うことにより、適正な事業の執行が図られるよう努めるものとする。

第7 構造転換支援計画の重要な変更

構造転換支援計画の重要な変更は、次に掲げるものとし、第6の手続に準じて行うものとする。

なお、これに該当しない変更に当たっては、事業の実施状況、社会・経済情勢の変化等を勘案し、適切に行うものとする。また、知事は、これらを掌握して適切に助言・指導等を行うよう努めるものとする。

- 1 成果目標の変更
- 2 事業実施地区の変更
- 3 助成対象事業内容の新設

第8 事業の完了

- 1 本事業は、原則として第6の2により承認を受けた年度において事業を完了するものとする。
- 2 事業実施主体は、助成対象者が事業を完了した場合には、竣工届を提出させるものとする。

この場合、事業実施主体は当該竣工届に基づく出来高の確認を行い、不適正な事態がある場合は、助成対象者に手直し等の措置を指示し、事業の適正を期すものとする。

なお、竣工届の提出は、事業の完了を確認できる書類（納品書、工事完成引渡書等の写し）の提出をもって代えることができるものとする。

第9 導入等した機械等の管理運営等

事業実施主体は、助成対象者に対し、導入等した機械等を常に良好な状態で管理し、故障・不具合があった場合は必要に応じて修繕・改築・再取得等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営等するよう指導するものとする。

- 1 管理方法
 - (1) 事業実施主体は、助成対象者が導入等した機械等について、助成金の交付目的に沿った適正な管理を行わせるため、法定耐用年数（中古機械等の場合は中古資産耐用年数）に相当する期間（リース導入の場合はリース期間）に準じて処分制限期間を設定させるものとする。
 - (2) 事業実施主体は、助成対象者に対し、機械等の管理状況を明確にするため財産管理台帳を備え置かせるものとする。
 - (3) 事業実施主体は、助成対象者に対し、導入等した機械等について、管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、管理運営日誌又は利用簿等（これらに準ずるものを含む。以下同じ。）を作成し、整備保存させるものとする。
 - (4) 事業実施主体は、助成対象者が（3）により作成した機械等の管理運営日誌又は利用簿等を各年度に少なくとも一度提出させるなど、機械等の管理状況を定期的に把握し、必要に応じて助成対象者に指導を行うなど、適正な管理運営等が行われるようにするものとする。

なお、過去に他の補助事業により導入等した機械等についても、同様に適切な管理運営等が行われるよう助成対象者に対し指導するものとする。

2 財産処分の手続

事業実施主体は、助成対象者が導入等した機械等について、1の(1)で設定した処分制限期間内に、当該助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）第22条に準じた財産処分として、市町村交付規則等に基づき財産処分の申請を行わせ、事業実施主体の承認を受けさせるものとする。また、事業実施主体は、財産処分を承認しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けてから承認を行わなければならない。

3 災害の報告

事業実施主体は、助成対象者が導入等した機械等について、処分制限期間内に天災その他の災害により被害を受けたときは、直ちに助成対象者に報告させ、必要に応じて、2の財産処分の手続の要否その他の必要な手続を指導するものとする。

4 増築等に伴う手続

事業実施主体は、助成対象者が導入等した機械等の移転若しくは更新又は生産能力、利用規模、利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替等を当該機械等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ助成対象者に報告させ、必要に応じて、2の財産処分の手続の要否その他の必要な手続を指導するものとする。

第10 目標達成状況の報告等

- 1 事業実施主体は、構造転換支援計画承認年度から目標年度の前年度までの間における毎年度、助成対象者から成果目標の達成状況の報告を受け、当該成果目標に係る実績を客観的な資料により確認した上で、構造転換支援計画に定められた成果目標の達成状況を地域農業構造転換支援事業目標達成状況報告書（国実施要綱別紙様式第4号）にて作成し、様式2により翌年度5月末までに知事に報告するものとする。なお、成果目標の実績が天災その他の外的要因により大幅に変動したと認められる場合は、客観的な資料に基づき補正を行うことができるものとする。

また、構造転換支援計画承認年度及び目標年度前年度の成果目標の達成状況がいずれも80%未満である助成対象者については、目標年度における成果目標の確実な達成を図るため、支援機関（農業経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱（令和6年3月28日付け5経営第3141号農林水産事務次官依命通知）別記1の第3の3（1）の農業経営・就農サポート活動を行う拠点をいう。以下同じ。）に登録されている中小企業診断士、税理士、経営コンサルタント等の専門家等（以下「専門家等」という。）を活用して、重点的な指導を行うものとする。

なお、導入等した機械等について、園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険への加入、施工・販売業者等による保証等が通年で継続されていることを農業共済担当部局等に確認するものとする。

- 2 事業実施主体は、以下のいずれかに該当する場合であって、やむを得ないものと認められる場合は、成果目標を変更し、又は評価を終了することができるものとし、第 11 の事業の評価に当たっても同様とする。

なお、成果目標の変更等の手続は、成果目標の変更等の理由を付記した目標未達成理由等の報告書（国実施要綱別紙様式第 5 号）に準じて作成した報告書を添付の上、第 7 に規定する構造転換支援計画の重要な変更に係る手続に準じて行うものとする。

- (1) 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合
- (2) 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

- 3 知事は、1 による報告を受けた場合は、その内容について点検し、構造転換支援計画に定められた当該年度における目標値が達成されていないとき、その他必要と判断したときは、事業実施主体に対して改善計画を提出させるなど、適切な指導を行うものとする。

特に点検の結果、当該年度における目標値の達成状況が 50%未満である事業実施主体に対しては、関係部局と連携を密にしながら、重点的に助言・指導を行うものとする。

- 4 事業実施主体及び知事は、成果目標の達成状況及び点検結果を取りまとめ、公表するものとする。
- 5 知事は、3 による報告のほか、必要があると認めるときは、事業実施主体に対し、事業実施状況等について報告を求めることができるものとする。

第 11 事業の評価

- 1 事業実施主体は、目標年度の翌年度に助成対象者から成果目標の達成状況の報告を受け、当該成果目標に係る実績を客観的な資料により確認した上で、目標年度における構造転換支援計画に定められた成果目標の達成状況について自ら評価し、その達成状況を地域農業構造転換支援事業目標達成状況報告書（国実施要綱別紙様式第 4 号）にて作成し、様式 3 により目標年度の翌年度 5 月末までに知事に報告するものとする。なお、当該成果目標の実績が天災その他の外的要因により大幅に変動したと認められる場合は、客観的な資料に基づき補正を行うものとする。

事業実施主体は、成果目標が達成されていない場合には、助成対象者ごとに、その理由、地域への影響等を目標未達成理由等の報告書（国実施要綱別紙様式第 5 号）により併せて報告するものとする。

また、成果目標の達成状況が 80%未満である助成対象者については、成果目標の早期・確実な達成を図るため、目標未達成の理由等を分析の上、専門家等を活用して、重点的な指導を行うものとする。

なお、導入等した機械等について、園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険への加入、施工・販売業者等による保証等が通年で継続されていることを農業共済担当部局等に確認するものとする。

- 2 知事は、1の報告を受けた場合は、その内容について点検評価し、構造転換支援計画に定められた当該年度における成果目標が達成されていないとき、その他必要と判断したときは、事業実施主体に対して改善計画を提出させるなど、適切な指導を行うものとする。
- 3 知事は、2の指導を行った結果、構造転換支援計画に掲げた成果目標が達成されない場合には、目標年度の翌々年度までには当該成果目標が達成されるよう事業実施主体に対し、継続的に助言・指導を行うものとする。
- 4 事業評価を行った事業実施主体及び知事は、その結果を公表するものとする。
- 5 知事は、2による報告のほか、必要があると認めるときは、事業実施主体に対し、事業実施状況等について報告を求めることができるものとする。

第12 関係書類の整備

事業実施主体は、事業終了年度の翌年度から起算して5年間、本事業の実施に係る次に掲げる関係書類等を整理保存しておくとともに、助成対象者に対しても同様の指導を行うものとする。ただし、本事業により取得し、又は効用の増加した財産で市町村交付規則等に定める処分制限期間を経過しない場合においては、6の管理関係書類を整理保存するものとする。

1 構造転換支援計画関係書類

(助成対象者の場合)

- (1) 配分基準表に基づくポイント化の根拠となる資料
- (2) 成果目標に係る現状及び構造転換支援計画承認年度から目標年度までの各年度の目標値の設定に関する資料
- (3) 導入等した機械等の規模決定の根拠となる資料
- (4) 成果目標に係る実績の根拠となる資料
- (5) 環境負荷低減のチェックシート（国実施要綱別紙様式第6号）

(事業実施主体の場合)

- (1) 配分基準表に基づくポイント化の根拠となる資料
- (2) 助成対象者の成果目標に係る現状及び構造転換支援計画承認年度から目標年度までの各年度の目標値の設定根拠を確認した資料
- (3) 助成対象者が導入等した機械等の規模決定の根拠を確認した資料
- (4) 助成対象者の成果目標に係る実績の根拠を確認した資料
- (5) 環境負荷低減のチェックシート（国実施要綱別紙様式第6号）
- (6) 構造転換支援計画の根拠となる資料（助成対象者ごとの事業実施計画の作成のため、助成対象者から提出された資料等）
- (7) 国実施要綱第2の目標達成状況の報告等及び国実施要綱第3の事業の評価の根拠となる資料

2 予算関係書類

- (1) 予算書及び決算書
- (2) 分（負）担金賦課明細書
- (3) 代行施行によることの理由書（代行施行による場合に限る。）
- (4) その他

3 工事施工関係書類

（直営施行の場合）

- (1) 実施設計書及び出来高設計書
- (2) 工事材料検収簿及び同受払簿
- (3) 賃金台帳及び労務者出面簿
- (4) 工事日誌及び現場写真
- (5) その他

（請負施行、委託施行及び代行施行の場合）

- (1) 実施設計書及び出来高設計書
- (2) 入札てん末書
- (3) 請負契約書
- (4) 工事完了届及び現場写真
- (5) その他

4 経理関係書類

- (1) 金銭出納簿
- (2) 分（負）担金徴収台帳
- (3) 証拠書類（見積書、請求書、入出金伝票、領収書及び借用証書等）
- (4) その他

5 往復文書

交付申請から実績報告に至るまでの申請書類並びに交付決定に当たっての書類及び設計書等

6 管理関係書類

- (1) 管理規程又は利用規程
- (2) 財産管理台帳
- (3) 導入等した機械等の管理運営日誌又は利用簿等
- (4) その他

7 その他必要と認められる書類

助成対象者及び事業実施要望者から提出等のあった書類及び助成対象者に送付等した書類であって、整理保存が必要と認められるもの

第13 事業の推進体制等

1 指導体制の整備

知事は、本事業の効果的かつ適正な推進を図るため、市町村及び農業団体等の関係機関との密接な連携による推進指導体制の整備を図り、本事業の実施についての推進指導に当たるとともに、本事業の円滑な実施を図るものとする。

また、事業実施主体が取組を行う事業実施地区が都道府県や市町村域を越え

る場合等においては、関係する地方公共団体と連携・協力し、適正な事業執行を図るものとする。

2 効率的かつ適正な執行の確保

- (1) 知事は、本事業が国民の貴重な税金を財源として実施されることに鑑み、各種説明会等を通じ、事業実施主体及び助成対象者に対し、本事業の趣旨及び履行すべき内容等について十分な周知を図るものとする。
- (2) 知事は、事業実施主体に対し、事業の実施に関し、補助金適正化法その他の法令及び本要綱の執行のため、必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は本事業の適正な推進を図るために必要な指導及び助言を行うものとする。
- (3) 事業実施主体及び助成対象者は、知事が行う本事業の効果等の検証・説明を目的とした調査、報告又は資料の提出に協力するものとする。
- (4) 事業実施主体は、本事業の実施に係る関係書類等の電子メールによる提出を認めること、既に提出されている資料と重複する資料や申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な資料については提出を求めないことなど、助成対象者の事務負担の軽減に努めるものとする。
- (5) 知事及び事業実施主体は、作成、整備及び保管すべき関係書類等について、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができるものとする。

第 14 留意事項及びフォローアップ等

- 1 本事業の実施に当たって、事業実施主体は、助成対象者が虚偽の申請をしたことが判明した場合には、知事にその旨を報告するとともに、当該助成対象者に対し助成金の全額を返還させるなど適切な措置を講ずるものとする。
なお、その際に事業実施主体は、知事と必要な調整を行うものとし、指導・助言を受けるものとする。
- 2 事業実施主体は、構造転換支援計画に位置付けられた助成対象者の把握に努め、支援機関等との連携により、助成対象者の経営改善の取組に対するフォローアップに努めるものとする。
- 3 事業実施主体は、助成対象者に対し、助成対象者が導入等する機械等の保管・設置・施工場所について、ハザードマップの確認等により自然災害等のリスクについての情報提供を行うとともに、経営の継続が図られるよう、農林水産省が公表している自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストを活用することなどによる農業版事業継続計画（Business Continuity Plan:BCP）の策定を推進するものとする。
- 4 事業実施主体は、本事業以外の担い手の育成・確保及び農地の集積・集約化等に関する各種施策の積極的な活用に取り組むものとする。

第 15 環境負荷低減の取組

本事業を実施する場合には、環境負荷低減に向けた以下の取組を実施するも

のとする。

- 1 事業実施主体は、助成対象者の事業の実施に当たっては、環境負荷低減のチェックシート（国実施要綱別紙様式第6号）（以下「チェックシート」という。）に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、助成対象者に当該チェックシートを提出させるものとする。なお、提出されたチェックシートは、様式1に添付するものとする。
- 2 事業実施主体は、助成対象者が事業を完了した場合には、チェックシートに記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、助成対象者に提出させるものとする。なお、提出されたチェックシートは、事業実施年度の翌年度に第10の1による報告に併せて提出するものとする。

なお、助成対象者のチェックシートについては、事業実施主体が収集したチェックシートの取組内容をまとめたリストをもってチェックシートに代えることができるものとする。

附 則

この要領は、令和8年6月8日から施行する。

様式 1

○年度地域農業構造転換支援計画成果目標妥当性等協議申請書

番 号
年 月 日

千葉県知事

様

市 町 村 長

千葉県地域農業構造転換支援事業実施要領（令和 8 年 6 月 8 日担い手第 5 2 4 号通知）第 6 の 2 の規定に基づき、下記地区における成果目標等について関係書類を添えて協議します。

記

市町村名	地区名

（注） 関係書類として、以下の書類を添付すること。

- ☐ 地域農業構造転換支援計画書（国実施要綱別紙様式第 1 号）
- ☐ 実施内容（内訳）（国実施要綱別紙様式第 3 号別添 1）
- ☐ 地域農業構造転換支援計画個別経営体調書（要望調査様式）
- ☐ 環境負荷低減のチェックシート（国実施要綱別紙様式第 6 号）
- ☐ 計画位置図
- ☐ 事業実施地区の地域計画及び目標地図（地域計画に関する資料を含む）
- ☐ 対象経営体が法人、特定農業団体、集落営農組織その他任意団体の場合は、当該団体の定款、規約、構成員の状況及びその他経営状況が分かる資料
- ☐ 市町村が定める本補助金の交付に関する規程又は要綱等
- ☐ 知事が必要と認める資料

様式 2

○年度千葉県地域農業構造転換支援事業の目標達成状況報告について

番 号
年 月 日

千葉県知事

様

市 町 村 長

千葉県地域農業構造転換支援事業実施要領第 10 の 1 の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

市町村名	地区名

(注) 関係書類として、以下の書類を添付すること。

☐ 地域農業構造転換支援事業目標達成状況報告書（国実施要綱別紙様式第 4 号）

☐ 知事が必要と認める資料

様式 3

○年度千葉県地域農業構造転換支援事業の評価報告について

番 号
年 月 日

千葉県知事

様

市 町 村 長

千葉県地域農業構造転換支援事業実施要領第 11 の 1 の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

市町村名	地区名

(注) 関係書類として、以下の書類を添付すること。

☐ 地域農業構造転換支援事業目標達成状況報告書（国実施要綱別紙様式第 4 号）

☐ 知事が必要と認める資料

(成果目標が達成されていない場合、以下の書類も添付)

☐ 目標未達成理由等の報告書（国実施要綱別紙様式第 5 号）